

○北九州市環境ミュージアム条例施行規則

平成14年3月28日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境ミュージアム条例(平成14年北九州市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市環境ミュージアムの供用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17規則88・令6規則32・一部改正)

(休館日)

第3条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(令6規則32・一部改正)

(利用申請の受付)

第4条 条例第3条第1項の許可の申請は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17規則88・一部改正)

(展示室の無料観覧)

第5条 条例別表の施設の展示室の項に規定する規則で定める日は、6月の第1土曜日及びその翌日とする。

(設備の利用料金)

第6条 条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平17規則88・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第7条 市長は、条例第5条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平17規則88・全改)

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者(条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、ミュージアムを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17規則88・一部改正)

(設備の変更禁止)

第9条 利用者は、ミュージアムに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平17規則88・一部改正)

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、ミュージアムの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。条例第4条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平17規則88・一部改正)

(損害賠償の義務)

第11条 ミュージアムに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第12条 市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平17規則88・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第13条 条例第9条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則88・追加、平20規則64・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第14条 市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平17規則88・追加)

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するミュージアムの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平17規則88・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平17規則88・旧第12条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月6日から施行する。

(展示室の無料観覧の特例)

2 第5条の規定の適用については、平成14年においては同条中「6月の第1土曜日及びその翌日」とあるのは、「4月6日、同月7日、6月の第1土曜日及びその翌日」とする。

付 則(平成17年10月6日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第4条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、第7条、第8条(見出しを含む。)、第9条及び第10条の改正規定並びに別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年10月27日規則第64号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成30年7月25日規則第45号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和6年8月15日規則第32号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(平17規則88・平30規則45・一部改正)

	設備	金額
映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに18,750円
	携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円
	スクリーン(大)	1枚につき1時間又はその端数ごとに600円
	スクリーン(小)	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円
	資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに1,120円
	ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
	DVDプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに190円
	マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに70円
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに40円
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに750円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに750円